

議案第 29 号

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

伊賀市国民健康保険診療所条例（平成16年伊賀市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
伊賀市国民健康保険阿波診療所	伊賀市猿野1339番地1
伊賀市国民健康保険山田診療所	伊賀市平田639番地

第3条の表霧生診療所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。